

長建協発第 76 号
平成23年 5月18日

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【公 印 省 略】

東日本大震災に伴う地方公共団体発注工事の前金払の特例について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「東日本大震災に伴う国発注工事の前金払の特例について」は、平成23年4月23日付長建協発第57号にて、被災地域における国発注工事について、前金払の割合を請負金額の10分の5にするなどの特例が設けられた旨お知らせいたしておりました。

今般、東日本大震災の被災地域の迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、地方自治法施行令及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令が4月27日付で公布・施行され、被災地域における地方公共団体発注工事の前金払の特例が設けられました。

これにより、被災地域の地方公共団体においても、前金払の割合を10分の5にすることが可能となり、国土交通省より関係都道府県・政令都市に適切に運用するよう通知が出されましたのでお知らせ申し上げます。